

## 法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金規程

### (目的)

第1条 この規程は、別に定める「法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「規程」という。)に基づき一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する評価業務に係る料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

### (評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金(消費税を含む。以下、同じ。)は、別表1に掲げるとおりとする。

2 センターが実施する他の審査と併せて、評価の依頼がある場合の評価料金は、別表2に掲げるとおりとする。

3 別表1および別表2に掲げるもの以外の評価の依頼がある場合は、別途見積りとする。

### (評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 評価依頼とともに、住宅保証機構株式会社のまもりすまい保険を利用するとき。
- (3) 標準設計を用いた複数の住宅に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (3) 上記以外でも当センターの業務を利用の場合などで、理事長の承認を得たとき。

### (評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

### (評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(その他)

第7条 評価書を再交付するときの料金は、1通につき2,000円(税抜)とする。

(附則)

1. この規則は平成30年9月12日より施行する。
2. この改定規則は令和3年4月1日より施行する。
3. この改定規則は令和4年1月19日より施行する。
4. この改定規則は令和5年12月1日より施行する。

別表1 一戸建て住宅及び併用住宅の住戸部分の評価料金（税抜）

単独申請 34,000 円

- ※ 1) 住宅保証機構株式会社のまもりすまい保険を利用する場合 31,000 円
- ※ 2) 建築基準法第6条の2第1項の確認申請をセンターで行う場合 29,000 円
- ※ 3) 1) と 2) どちらにも該当する場合 26,000 円

別表2 一戸建て住宅及び併用住宅の住戸部分の評価料金（税抜）

センターが実施する他の省エネルギー審査と併せて、評価の依頼がある場合。

併用申請1 17,000 円

併用申請2 5,000 円

併用申請1 センターが行う他の審査で BELS 審査と同じ外皮計算等を行っている場合。

併用申請2 センターが行う他の審査で BELS 審査と同じ1次エネルギー消費量算定を行っている場合。

※既にセンターから評価書が交付された計画について、業務規程第6条の計画の変更をしようとするものに係る評価料金の額は、第2条で適用された料金の2分の1の額とする。  
なお、変更評価料金が5,000円（税抜）以下となる場合は、5,000円（税抜）とする。

※変更審査の内容が再審査同等と認められる場合、変更評価料金の額は第2条で適用された料金とする。

※シール、プレートの交付料金は上記に含まれません。